

改正後

第1 食品

A 食品一般の成分規格

1～5 (略)

6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(13)までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)		
イソピラザム	(略)	(略)
<u>イソフェタミド</u>	大豆 小豆類 えんどう そら豆 その他の豆類 レタス	0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 20ppm

改正前

第1 食品

A 食品一般の成分規格

1～5 (略)

6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(12)までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)		
イソピラザム	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

	たまねぎ きゅうり 未成熟えんどう いちご ブルーベリー クランベリー その他のベリー類果実 ぶどう	0.05ppm 1 ppm 20ppm 4 ppm 4 ppm 4 ppm 4 ppm 10ppm			
イソフェンホス	(略)	(略)	イソフェンホス	(略)	(略)
(略)			(略)		
コリスチン	(略)	(略)	コリスチン	(略)	(略)
<u>酢酸メレンゲステ</u> <u>ロール</u>	牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.001ppm 不検出 不検出 0.02ppm 不検出 不検出 0.01ppm 不検出 不検出 0.002ppm 不検出 不検出	(新設)	(新設)	(新設)

	臓 牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 乳 鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉 鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪 鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓 鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓 鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分 鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01ppm 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出			
サフルフェナシル	(略)	(略)	サフルフェナシル	(略)	(略)
(略)			(略)		
ピロキロン	(略)	(略)	ピロキロン	(略)	(略)
ファモキサドン	小麦 大麦 大豆 ばれいしょ はくさい	0.1ppm 0.2ppm 0.2ppm 0.05ppm 0.7ppm	ファモキサドン	小麦 大麦 大豆 ばれいしょ はくさい	0.1ppm 0.2ppm 0.2ppm 0.05ppm 0.7ppm

カリフラワー	0.1ppm
ブロッコリー	<u>3ppm</u>
レタス	25ppm
たまねぎ	0.5ppm
ねぎ	2ppm
にんにく	0.5ppm
その他のゆり科野菜	0.5ppm
トマト	2ppm
ピーマン	4ppm
なす	4ppm
その他のなす科野菜	4ppm
きゅうり	0.5ppm
かぼちゃ	0.2ppm
すいか	<u>0.05ppm</u>
メロン類果実	<u>0.05ppm</u>
ラズベリー	10ppm
ブラックベリー	10ppm
その他のベリー類果実	10ppm
ぶどう	2ppm
その他の果実	4ppm
ホップ	80ppm
その他のハーブ	2ppm
牛の筋肉	0.5ppm
豚の筋肉	0.5ppm
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5ppm
肉	
牛の脂肪	0.5ppm
豚の脂肪	0.5ppm
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5ppm
脂肪	

カリフラワー	0.1ppm
ブロッコリー	<u>0.1ppm</u>
レタス	25ppm
たまねぎ	0.5ppm
ねぎ	2ppm
にんにく	0.5ppm
その他のゆり科野菜	0.5ppm
トマト	2ppm
ピーマン	4ppm
なす	4ppm
その他のなす科野菜	4ppm
きゅうり	0.5ppm
かぼちゃ	0.2ppm
すいか	<u>0.1ppm</u>
メロン類果実	<u>0.1ppm</u>
ラズベリー	10ppm
ブラックベリー	10ppm
その他のベリー類果実	10ppm
ぶどう	2ppm
その他の果実	4ppm
ホップ	80ppm
その他のハーブ	2ppm
牛の筋肉	0.5ppm
豚の筋肉	0.5ppm
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5ppm
肉	
牛の脂肪	0.5ppm
豚の脂肪	0.5ppm
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5ppm
脂肪	

牛の肝臓	0.5ppm
豚の肝臓	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5ppm
牛の腎臓	0.5ppm
豚の腎臓	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5ppm
牛の食用部分	0.5ppm
豚の食用部分	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5ppm
乳	0.03ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
その他の家きんの食用部分	0.01ppm
鶏の卵	0.01ppm
その他の家きんの卵	0.01ppm
魚介類	0.2ppm
小麦ふすま	0.2ppm
干しぶどう	5ppm
フィプロニル	(略)

牛の肝臓	0.5ppm
豚の肝臓	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5ppm
牛の腎臓	0.5ppm
豚の腎臓	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5ppm
牛の食用部分	0.5ppm
豚の食用部分	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5ppm
乳	0.03ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
その他の家きんの食用部分	0.01ppm
鶏の卵	0.01ppm
その他の家きんの卵	0.01ppm
魚介類	0.2ppm
小麦ふすま	0.2ppm
干しぶどう	5ppm
フィプロニル	(略)

<u>フェナザキン</u>	おうとう アーモンド 茶	2 ppm 0.02ppm 10ppm
フェナリモル	(略)	(略)
(略)		
メタミドホス	(略)	(略)
<u>メタミホップ</u>	米	0.02ppm
メタラキシル及び メフェノキサム	(略)	(略)
(略)		

(2)～(8) (略)

(9) 酢酸メレンゲステロール試験法

1. 装置

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計を用いる。

2. 試薬・試液

次に示すもの以外は、第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。

アセトニトリル 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

n-ヘキサン 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

水 蒸留水、精製水、純水等の化学分析に適したものを用い

(新設)	(新設)	(新設)
フェナリモル	(略)	(略)
(略)		
メタミドホス	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
メタラキシル及び メフェノキサム	(略)	(略)
(略)		

(2)～(8) (略)

(新設)

る。当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含む場合には、n-ヘキサン等の溶媒で洗浄したものをを用いる。

無水硫酸ナトリウム 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものをを用いる。

メタノール 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものをを用いる。

3. 標準品

酢酸メレンゲステロール 本品は酢酸メレンゲステロール98%以上を含む。

4. 試験溶液の調製

a 抽出法

① 筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓の場合

試料10.0gを量り採る。これにn-ヘキサン飽和アセトニトリル50ml、n-ヘキサン50ml及び酢酸1mlを加えて1分間細切均一化した後、無水硫酸ナトリウム20gを加えて2分間細切均一化する。毎分3,000回転で5分間遠心分離した後、n-ヘキサン層を捨て、アセトニトリル層を採る。残留物にアセトニトリル50mlを加えて2分間細切均一化した後、毎分3,000回転で5分間遠心分離する。アセトニトリル層を採り、先のアセトニトリル層と合わせ、アセトニトリルで正確に100mlとする。この溶液から正確に5mlを採り、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物に0.1vol%ギ酸及びメタノールの混液(1:4)1mlを加えて溶かす。

② ①に掲げる食品以外の場合

①の場合に準じて抽出を行う。

b 精製法

オクタデシルシリル化シリカゲルミニカラム(1,000mg)にメタノール5ml並びに、0.1vol%ギ酸及びメタノール

の混液（1：4）5mlを順次注入し、流出液は捨てる。このカラムに、a 抽出法で得られた溶液を注入した後、更に0.1vol%ギ酸及びメタノールの混液（1：4）15mlを注入する。全溶出液を採り、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物をアセトニトリル及び0.1vol%ギ酸の混液（1：3）に溶かし、正確に1mlとしたものを試験溶液とする。

5. 操作法

a 検量線の作成

酢酸メレンゲステロール標準品のアセトニトリル及び0.1vol%ギ酸の混液（1：3）の溶液を数点調製し、それぞれ液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、ピーク高法又はピーク面積法により検量線を作成する。なお、4. 試験溶液の調製に従って試験溶液を調製した場合、試料中0.0005mg/kgに相当する試験溶液中の濃度は0.00025mg/lである。

b 定量試験

試験溶液を液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、a 検量線の作成により酢酸メレンゲステロールの定量を行う。

c 確認試験

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計により確認する。

d 測定条件

カラム：オクタデシルシリル化シリカゲル 内径3mm、長さ150mm、粒子径3 μ m

カラム温度：40℃に保持する。

移動相：0.1vol%ギ酸及び0.1vol%ギ酸・アセトニトリル溶液の混液（1：3）から（1：9）までの濃度勾配を5分間で行い、その後（1：99）で5分間保持す

る。
 イオン化モード：エレクトロスプレーイオン化法 ポジ
 ティブイオンモード
 主なイオン (m/z) : プリカーサーイオン397、プロ
 ダクトイオン337、279
 注入量：5 μl
 保持時間の目安：4分

10～12 (略)

13 (3)から12までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認
 められる試験法

7 (略)

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)		
酢酸トレンボロン	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
サラフロキサシン	(略)	(略)
(略)		

(2)～(4) (略)

9～11 (略)

12 (3)から11までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認
 められる試験法

7 (略)

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)		
酢酸トレンボロン	(略)	(略)
<u>酢酸メレンゲステ ロール</u>	牛の筋肉 牛の脂肪 牛の肝臓 牛の腎臓 牛の食用部分	0.03ppm 0.03ppm 0.03ppm 0.03ppm 0.03ppm
サラフロキサシン	(略)	(略)
(略)		

(2)～(4) (略)

(5) パラチオン試験法
6(11)に準じて行う。

(6)～(8) (略)

8～12 (略)

(5) パラチオン試験法
6(10)に準じて行う。

(6)～(8) (略)

8～12 (略)